

ジョイント・ベンチャーの連結

——イギリスの新展開によせて——

斉藤 昭雄

1. 序

周知の通り、わが国の連結会計基準は、合併会社に関して比例連結を適用することを避けたいけれども、国際会計基準をはじめとして、ジョイント・ベンチャーへの比例連結の導入は、いまや国際的な一つの潮流ともなっている。しかしながら、わが国で、比例連結の導入にためらいを見せているように、事柄はどれほど単純ではない。

イギリスは、今回、ジョイント・ベンチャーの連結に対して新たな対応を見せたけれども、ここに至る過程は、紆余曲折に満ちたものであり、試行錯誤を経たものである。それは、われわれに格好の材料と手がかりを提供してくれている。そこで、以下、イギリスの新たな展開に至る過程に注目して、ジョイント・ベンチャーの連結問題について考えてみたいと思う。

2. 従来への対応

1985年会社法¹⁾は、「ジョイント・ベンチャー」を定義していないけれども、その附則 4A は、「連結に含まれるある事業体が、連結に含まれない1つ以上の事業体とともに、別の事業体を経営している場合」に、その別の事業体を「ジョイント・ベンチャー」と規定している。すなわち、グ

1) 1985年会社法は、EC 第7号指令を承けて1989年に改訂されているが、イギリス国内でも、「1985年会社法」と呼ばれることが多いので、その慣行に従うことにした。

ジョイント・ベンチャーの連結

グループに属するある事業体が、グループ外の事業体とともに、ある別の事業体を共同経営している場合に、その事業体がジョイント・ベンチャーと考えられている。したがって、「ジョイント・ベンチャーの際立った特徴は、そのベンチャーに対する当事者たちが共同して支配しその事業体に影響を及ぼすということであるに違いない²⁾。」

ここで、ある事業体に対して、2つ以上の当事者が同時に支配的な影響を及ぼしうるかといえば、論理的には、ただ1つの「支配的」影響しか存在しないと考えるを得ない。そこで1992年7月に公表された財務報告基準第2号（以下「FRS2」と略称する）は、「2つ以上の事業体が、ある子事業体の親事業体として識別される場合、それらの親事業体のうち1つだけが（本基準の）第6項に定義されているような支配³⁾を持ちうる⁴⁾」としたうえでジョイント・ベンチャー協定が存在する場合については、FRS2自身が次のように述べている。

「会社法の基準 (tests) が、2つ以上の事業体を1つの子事業体の親として識別する場合、それは共有した支配 (shared control) をしていて、それゆえに子事業体へのそれらの持分は、事実上ジョイント・ベンチャーへの持分であるから、それに応じた取扱いをすべきであるように見える。もうひとつの方法は、会社法のもとで、親事業体として識別される2つ以上の事業体が、その子事業体に対して、支配はしていないが重要な影響を行使していると考えることができるので、その子事業体を連結に含めるよりは、関連事業体と同じ方法で処理することがより適切であろう⁵⁾。」

そのように推論をしたうえで、FRS2は、ジョイント・ベンチャーに対しては、結局のところ、原則として関連事業体としての取扱いをすること

2) Christopher Swinson; *Group Accounting*, Butterworths 1993, p. 156.

3) 「その活動から経済的利益を得る目的で、別の子事業体の財務と営業の方針を指揮する、事業体の能力」(Accounting Standards Board (以下「ASB」); *FRS2: Accounting for Subsidiary Undertakings*, July 1992, para. 6.)

4) ASB; *Op. cit.*, para. 62.

5) ASB; *Op. cit.*, para. 67.

が妥当であるとの結論に達した。したがって、ジョイント・ベンチャーは、FRS2『子事業体の会計』の対象外となり、会計基準書第1号（以下「SSAP1」と略称する）『関連事業体の会計』の中で考えられることになった。

改訂以前の SSAP1 によれば、「関連会社 (associated company) とは、投資企業集団 (investing group) または投資会社 (investing company) の子会社ではないが、その会社への投資が次のいずれかに該当する会社をいう。

- (a) 投資企業集団または投資会社の持分が、事実上、合弁事業 (joint venture) や国際合弁事業 (consortium) のパートナーとしての持分であり、被投資会社に重要な影響力を行使できる地位にあること。または、
- (b) 投資企業集団または投資会社の持分所有が長期的かつ相当額にのぼり、残る株式の分布状況からみて、投資企業集団または投資会社が投資先に重要な影響力を行使できる地位にあること⁶⁾。」

つまりイギリスにおいては、ジョイント・ベンチャーは、関連会社の典型と見られていて、原則として持分法の適用を受けるものと考えられていたのである。

しかるに、会社法は、1989年に「ジョイント・ベンチャー」というタームを初めて取り入れた⁷⁾ だけでなく、法人でも子事業体でもないジョイント・ベンチャーに対して、比例連結法を適用することを認めることとなった。会計基準審議会 (ASB) が予想していなかった新たな事態の出現である。これは、イギリスにおいて初めて比例連結法が実際に取り入れられたという点でも、画期的なことである。

6) ASB; *SSAP 1: Accounting for Associated Companies*, January 1971, para. 13. (田中弘・原光世訳『イギリス会計基準書』中央経済社・平成2年、53頁。)

7) Cf. ASB Interim Statement, December 1990, para. 32. ちなみに、会社法の附則 4A 第19条第1項は、次のようになっている。「連結に含まれるある事業体が、連結に含まれない1つ以上の事業体とともに別の事業体を経営している場合、その別の事業体（「ジョイント・ベンチャー」）は、(a)法人でないか、(b)親事業体の子事業体でない場合には、連結財務諸表において、比例連結法によって処理することができる。」

このような事態を承けて、ASBは、上記の関連会社の規定のうち(a)を削除し、会社法が関連会社とジョイント・ベンチャーに対して異なる対応をすることになったことを反映させた⁸⁾。

法人組織である場合、通常はパートナーたる親事業体が、当該ジョイント・ベンチャーの資産と負債のどの部分を単独で支配しているかは定かではなく、むしろ投資会社は、被投資会社の営業と財務の方針に対して、全体として支配を分担している (shares control) か重要な影響力を持っているかである⁹⁾。したがって「混然一体となっている合弁会社の資産、負債等を一律に持分比率で按分して連結財務諸表に計上することは不適切であるとの指摘がなされる¹⁰⁾」こともやむを得ないし、「支配されている項目と共同支配されている項目とを結合させることが不適切であると主張¹¹⁾」され、あるいは「ジョイント・ベンチャーは……共同支配よりもむしろ重要な影響を有しているにすぎないと考え¹²⁾」られて、持分法の適用が妥当であると考えられることもまたやむをえない。

それに反して、法人組織になっていない場合には、当該共同事業体たるジョイント・ベンチャーに対してはおそらく、資産と負債に対して直接的な持分が明らかになろう。そのことが、イギリス的な対応の根拠になっていたように思える¹³⁾。

8) かくしてこのパラグラフからは「ジョイント・ベンチャー」が消えてしまったけれども、それは依然として、別のところで息づいていた (Cf. SSAP1, para. 11)。ということは、当然のこととは申せ、それらが法人である限り、持分法の適用を受けることには変化がなかったということである。

9) Cf. Paul A. Taylor; “United Kingdom — Group Accounts” in *Transnational Accounting*, edited by Dieter Ordelheide & KPMG, Macmillan 1995, p. 2906.

10) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」平成9年6月6日、7頁。

11) IAS 31; *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures*, Dec. 1990, para. 24. (邦訳文、21頁。)

12) 同上。

13) 現実に、「1989年会社法の導入以前に、パートナーシップへのグループの持分を連結するために、比例連結がしばしば用いられていた」(Christopher Swinson; *Op. cit.*, p. 157) という事情も見逃せない。

しかしながら、会社法のこの新たな対応については、イギリス国内でも強い疑念が表明された。特に会計基準委員会 (ASC) は、公開草案第50号において、「共同事業 (joint activities) は、その事業へのパートナー (partners) の失敗から潜在的に生ずる虞れのある偶発債務を注記によって明らかにしつつ、費用、資産および負債の自らの持分にしながら、パートナー (venturers) の個別財務諸表において直接計上されるべきである」と提言している¹⁴⁾。法人化されない「共同事業」の場合には、むしろパートナー会社の個別財務諸表レベルの問題ではないかという疑問が出るのは当然である。その意味では、法人と非法人という区分によって適用すべき会計方法を変えようとしたことが、問題ではなかったのか。それよりは、法人・非法人を問わず、「パートナー (venturers) が、そのジョイント・ベンチャーの利益、リスクおよび義務を、共通に分かち合う」か、石油、ガスあるいは鉱物掘削業に見られるように¹⁵⁾「各パートナーが、そのベンチャーの利益、リスクおよび義務に対して自分自身の個別的な持分を持っている」かによって¹⁶⁾、持分法を適用する（前者の場合）か、比例連結法を用いるべき（後者の場合）かを判断すべきではないだろうか¹⁷⁾。

IAS を尊重して、ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を適用すれば、結局そういうことにならざるを得ないのではないかとわれわれは考えていた¹⁸⁾。しかしながらイギリスの今回の新たな対応は、そのような予想とは全く異なるものであった。

14) Cf. Paul A. Taylor; *Op. cit.*, p. 2917.

15) Cf. IAS 31; *Op. cit.*, para. 14 f.

16) ASB; *Financial Reporting Exposure Draft 11: Associates and Joint Ventures*, March 1996, paras 8 and 9.

17) 同じような意見が、FRS9 の公開草案 (FRED11) に対する反応の中にも現われていたことが、確定した基準の中で明らかにされている (Cf. FRS9, P. 67)。

18) 拙稿「ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結をめぐって」成城大学『経済研究』第140号、平成10年3月。

3. 「総持分法」の導入

ASB は、昨年11月、財務報告基準第9号 (FRS9) 『関連会社とジョイント・ベンチャー』 (Associates and Joint Ventures) を公表し、その中に「総持分法」 (gross equity method) という新たな概念を導入し、ジョイント・ベンチャーの場合には、原則としてその方法によることとした (第25項) のである。

前節で見たように、もともとイギリスの会計基準では、ジョイント・ベンチャーは関連会社に含まれるものとされ、「持分法」が適用されることになっていた。しかしそれは、国内的には、1989年に、会社法が「ジョイント・ベンチャー」という言葉を取り入れ、法人でも子事業体でもないジョイント・ベンチャーに対して比例連結法を適用することを認めて、イギリスの実務慣行に一部配慮する態度をとったこと、そして国際的には、IAS が、ジョイント・ベンチャーについては比例連結こそが望ましいとした (第31号第5項) ことなど、かなりの外圧にさらされることになった。その結果新たな基準作りの作業が進められ、公開草案11号を経て、FRS9 の公表となった¹⁹⁾。

ここで、議論を展開する前にまずもって明らかにしておかなければならないことがある。それは、FRS9 が、エンティティ²⁰⁾ ではない「合弁協定」 (a joint arrangement that is not an entity)²¹⁾ とエンティティである「ジョイント・ベンチャー」とを区別したうえで、それぞれについて会計的な取

19) FRS9 は、そのタイトルが示しているように、関連会社とジョイント・ベンチャーの両者を含んでいるが、以下では、当然のことながら、その中の後者に関する部分に限定して検討することになる。

20) 「エンティティ」は、「利益目的の有無にかかわらず、取引ないし事業 (a trade or business) を営む、法人、パートナーシップあるいは非法人の組合 (unincorporated association)」であって、会社法における「事業体」 (undertaking) と同じものであると明言されている (FRS9, p. 9)。

21) それは結局「自分自身の取引ないし事業を営んでいない」 (FRS9, 63頁) ということである。

ジョイント・ベンチャーの連結

扱い方を別途規定していることである。

新たなエンティティを形成しない「合併協定」については、その協定への各参加事業体は、「その取り決めに支配している協定の条件にしたがって測定される、自らの資産、負債およびキャッシュフローを計上すべきである」(第18項)としている。つまり、まずもって個別財務諸表に自らの持分額が吸収され、したがってそれは当然連結財務諸表に含まれることになる。他方、「ジョイント・ベンチャー」に対しては、「投資会社は、すべての主要な(連結——筆者注)財務諸表において、総持分法を用いて含めるべきである」(第20項)と規定されている²²⁾。

その「総持分法」というのは、「持分法の一形態であって、投資に対して含められる純額の基礎を成す総資産額と総負債額の、投資会社持分が貸借対照表上で示され、損益計算書において、被投資会社の売上高の、投資会社持分が記載される (noted)。」(第4項) FRS9 が示している表示の例によれば、具体的には次のようなものになる²³⁾。

| <u>連結損益計算書</u> | (単位百万ポンド) |
|-------------------------|--------------|
| 売上高：グループとジョイント・ベンチャーの持分 | 320 |
| マイナス：ジョイント・ベンチャーの売上高の持分 | <u>(120)</u> |
| グループの売上高 | <u>200</u> |
| 売上原価 | <u>(120)</u> |
| 総利益 | 80 |
| 管理費 | (40) |
| グループの営業利益 | 40 |
| 営業利益の持分： | |
| ジョイント・ベンチャー分 | 30 |

22) 因に、この場合、「投資会社の個別財務諸表においては、ジョイント・ベンチャーへの投資は、固定資産投資として扱われ、原価マイナス償却額あるいは評価額で示される」(FRS9, 25頁) ことになる。

23) ASB; FRS9: *Associates and Joint Ventures*, Nov. 1997, pp. 76-77.

ジョイント・ベンチャーの連結

| | | |
|----------------------------|------|------|
| 関連会社分 | 24 | 54 |
| | | 94 |
| 受取利息（グループ） | | 6 |
| 支払利息 | | |
| グループ | (26) | |
| ジョイント・ベンチャー | (10) | |
| 関連会社 | (12) | (48) |
| 税引前経常利益 | | 52 |
| 経常利益税★ | | (12) |
| 経常利益税引後利益 | | 40 |
| 少数持分 | | (6) |
| 税金および少数持分控除後経常利益 | | 34 |
| 配当金 | | (10) |
| 留保利益および関連会社とジョイント・ベンチャーの持分 | | 24 |
| ★税金の内訳： 親事業体と関連会社 | (5) | |
| ジョイント・ベンチャー | (5) | |
| 関連会社 | (2) | |

連結貸借対照表

(単位百万ポンド)

| | | |
|------------------|------|-----|
| 固定資産 | | 480 |
| 有形資産 | | |
| 投資： | | |
| ジョイント・ベンチャーへの投資： | | |
| 総資産の持分 | 130 | |
| 総負債の持分 | (80) | 50 |
| 関連会社への投資 | | 20 |
| 流動資産 | | 550 |
| 棚卸資産 | | 15 |
| 債権 | | 75 |

ジョイント・ベンチャーの連結

| | |
|--------------|------------|
| 当座預金および現金 | 10 |
| | 100 |
| 債務（支払期限1年以内） | (50) |
| 正味流動資産 | 50 |
| 資産合計マイナ流動負債 | 600 |
| 債務（支払期限1年以上） | (250) |
| 負債および費用性引当金 | (10) |
| 少数持分 | (40) |
| | <u>300</u> |
| 資本金および積立金 | |
| 請求済資本金 | 50 |
| 株式払込剰余金 | 150 |
| 損益勘定 | 100 |
| 持分保有者資金（全持分） | <u>300</u> |

これらは標準型 (normal presentation) であって、ASB は、「ジョイント・ベンチャーに与えられる追加的な情報は、総持分法と矛盾しない場合には、実験を鼓舞する」(Appendix III, para. 15) 態度をとっている。そして「ジョイント・ベンチャーが、報告エンティティの事業の主要部分である場合に用いる、選択的な表示法 (an optional columnar presentation)」を例示している (Appendix IV, Example 2)。そのうち損益計算書は、先の標準型のうち最初の営業利益算定までの部分を、ジョイント・ベンチャーに関する情報によって、次のように補充するものである²⁴⁾。

24) ASB; *Op. cit.*, p. 79.

ジョイント・ベンチャーの連結

| | 連結損益計算書 | | (単位百万ポンド) |
|------|---------|-----------------|-----------|
| | グループ | ジョイント・ベンチャーへの持分 | 合計 |
| 売上高 | 200 | 120 | 320 |
| 売上原価 | (120) | (85) | (205) |
| 総利益 | 80 | 35 | 115 |
| 管理費 | (40) | (5) | (45) |
| 営業利益 | 40 | 30 | 70 |

貸借対照表は、純資産の計上に至るまでジョイント・ベンチャーへの持分額が表示されるという、「持分法」と言うにははきわめて大胆な試みである。とりあえずここでその全体像を示してみたい²⁵⁾。

| | 連結貸借対照表 | | (単位百万ポンド) |
|-----------------|---------|-----------------|-----------|
| | グループ | ジョイント・ベンチャーへの持分 | 合計 |
| 固定資産 | | | |
| 有形資産 | 480 | 100 | 580 |
| 投資： | | | |
| ジョイント・ベンチャーへの投資 | 50 | (50) | |
| 関連会社への投資 | 20 | | 20 |
| | 550 | | 600 |
| 流動資産 | | | |
| 棚卸資産 | 15 | 5 | 20 |
| 債権 | 75 | 23 | 98 |
| 当座預金および現金 | 10 | 2 | 12 |
| | 100 | 30 | 130 |
| 債務（支払期限1年以内） | (50) | (10) | (60) |

25) ASB; *Op. cit.*, p. 81.

ジョイント・ベンチャーの連結

| | | | |
|--------------|------------|------|-------|
| 正味流動資産 | 50 | 20 | 70 |
| 資産合計マイナス流動負債 | 600 | 120 | 670 |
| 債務（支払期限1年以上） | (250) | (70) | (320) |
| 負債および費用性引当金 | (10) | | (10) |
| 純資産 | 340 | | 340 |
| 少数持分 | (40) | | |
| | <u>300</u> | | |
| 資本金および積立金 | | | |
| 請求済資本金 | 50 | | |
| 株式払込剰余金 | 150 | | |
| 損益勘定 | 100 | | |
| 持分保有者資金（全持分） | <u>300</u> | | |

「総持分法」が潜在的にどのような方向性を持っているかは、後者の選択的表示法を見れば明らかである。すなわち、選択的表示法は限り無く比例連結に近づいていると言えるからである。それにもかかわらず、イギリスが「持分法」にこだわり続ける理由はどこにあるのであろうか。その解答は、ジョイント・ベンチャーに対して標準的処理として比例連結を要求している IAS に対する ASB の見解の中に、見出すことができる。

4. IAS に対する ASB の見解

FRS9 は、「IAS への準拠」(Compliance with International Accounting Standards) に関して、特に Appendix を設けて²⁶⁾ 自らの立場を明らかにしているが、こと会計的な処理法に関しては、もう一つの Appendix である「FRS の発展」(The development of the FRS) において、IAS との違いを明らかにする形で、ASB の見解を表明している。以下、そこでの議論を整理して、

26) 実際には、これまでに公表されたすべての FRS において、IAS への準拠について、特に項目を別立てにして、言及している。

FRS9 が「持分法」にこだわっている理由を明らかにしてみたいと思う。

IAS31と FRS9 は、投資会社とそのジョイント・ベンチャーとの間の関係を定義づけるものとして「共同支配」(joint control)を取り入れている点で共通しているが、前者が「契約上の協定」(contractual arrangement)によってジョイント・ベンチャーを定義しているのに対して、後者が、先に見たようにエンティティによってジョイント・ベンチャーを定義している点で異なっている。その結果、IAS は、①共同支配されている活動 (jointly controlled operations)、②共同支配されている資産 (jointly controlled assts) と③共同支配されているエンティティ (jointly controlled entities) の3つのタイプのジョイント・ベンチャーを区別しているが、③のみが、FRS における「ジョイント・ベンチャー」に該当することになる。そして、エンティティを形成しない①と②に関しては、IAS も FRS も、それらに対する投資会社の持分額を個別財務諸表において（したがって当然のことながら連結財務諸表においても）直接認識することを要求している、同じ態度をとっている。

一方、エンティティたるジョイント・ベンチャーについては、IAS が比例連結を標準的処理法として勧めているのに対して、FRS が総持分法によることとしている点で、全く対照的な様相を呈している。

IASC が比例連結の適用こそが望ましいと感じている理由はこうである。第1に、比例連結こそが「共同支配の事業体に対するジョイント・ベンチャー共同支配企業の持分の実質と経済的実態、すなわち、将来の経済的便益のうちジョイント・ベンチャー共同支配企業の持分を支配しているということをよりよく反映する²⁷⁾」ものであるということ。第2に、共同支配されたエンティティに比例連結を適用すれば、投資会社の合弁協定は、結局のところ、上記3つのタイプのすべての場合にわたって、その持分が同様の方法で連結財務諸表に反映されることになる²⁸⁾。

27) IAS31; *Op. cit.*, para 24. (邦訳文, 21頁参照。)

ジョイント・ベンチャーの連結

そのそれぞれに対する ASB の反論はこうである。まず前者については、「ジョイント・ベンチャーに対する各参加事業体 (venturer) の共同支配 (他の参加事業体の同意のもとにのみジョイント・ベンチャーの営業と財務の方針を指揮することが可能である) を、当該エンティティのそれぞれの資産、負債およびキャッシュフローの持分について単独で支配しているのと実質的に等しいものとして表すことは、誤解を与えるものである²⁹⁾」と。そして後者については、「共同支配されている資産ないし活動 (operations) においては、それぞれのエンティティにとっての便益、リスクおよび義務は、その合弁活動 (joint activity) にかかわる資産と負債の、当該エンティティの持分のみ関係している」が、「対照的に、共同支配されているエンティティにおいては、投資会社は、通常、当該エンティティの個々の資産、負債の便益、リスクおよび義務を分担するよりはむしろそれらを共同で分かち合う」がゆえに、「共同で支配されている資産ないし活動を通して、報告エンティティそれ自体によって直接遂行されている活動と、他のエンティティと共同で支配されているエンティティを通して遂行される活動との間には、本質的な差がある」と³⁰⁾。

しかし一方では、IAS31 の標準的処理法である比例連結を採用すべきであるという意見も根強いものであり³¹⁾、また、長期的持分の保持と共同支配とによって特徴づけられるジョイント・ベンチャーは、参加持分を持って重要な影響を行使するという点で、関連会社たる条件を満たしているがゆえに、関連会社と同じように処理されるべきであるという思いが強いことも無視できない³²⁾。

かくして、持分法にとどまりつつ、比例連結への一定の接近をみせる「総

28) ASB; *Op. cit.*, p. 68.

29) *Idem.*

30) *Idem.*

31) Cf. ASB; *Op. cit.*, p. 67.

32) Cf. ASB; *Op. cit.*, p. 48.

ジョイント・ベンチャーの連結

持分法」の導入となったのである。

かくして、FRS9は、非法人のジョイント・ベンチャーに対して比例連結を認めそれ以外には持分法を適用する、会社法の立場とも一貫するものとなった。そしてまた、ASBのIASCに対する抗弁的発言とはうらはらに、IAS31が比例連結法のひとつのあり方として提言している、いわゆる「拡張持分法³³⁾」に、結果的にかなり接近するものともなっているように見える。

5. 結び

ここで、日本の基準を含めてそれぞれの立場をまとめてみれば、次のようになるだろう。

| 基準 | 適用対象 | 原則的処理法 | コメント | | |
|------|------------|---------------|------------|-----------------------------------|---------|
| IAS | 共同支配活動 | 持分額を直接吸収 | 持分法を許容 | ジョイント・ベンチャーは、基本的には比例連結法(拡張持分法を含む) | |
| | 共同支配資産 | | | | |
| | 共同支配エンティティ | 比例連結法 | | | |
| イギリス | FRS9 | 合弁協定(非エンティティ) | 持分額を直接吸収 | ジョイント・ベンチャーは一種の関連会社であるので、基本的には持分法 | |
| | | ジョイント・ベンチャー | 総持分法 | | |
| | 会社法 | 非法人 | 持分法 | | 比例連結を許容 |
| | | 法人 | 持分法 | | |
| 日本 | 合弁会社 | 持分法 | 比例連結法を採用せず | | |

「市場は一層グローバル化していて、ジョイント・ベンチャーその他の合弁協定がますますポピュラーになっている³⁴⁾」と言える。すなわち、「新しい市場や新しい技術あるいは希少資源にアクセスし、時にリスクを分担する手段として、ジョイント・ベンチャーが次第に一般的になってい

33) 「共同支配の事業体の資産、負債、収益及び費用のうち自己の持分相当額を別個の科目として計上する」(IAS31, para 29) 方法。

34) Janie Crichton; “Nothing disclosed, nothing ventured” *Accountancy*, January 1998, p. 86.

る³⁵⁾」のである。そういう状況の下で、「ジョイント・ベンチャーその他の合併協定への持分について、どのような情報を提供すべきかという問題³⁶⁾」は、一層重要性を帯びてきている。イギリスは、それに対して、積極的に独特の対応を図ったわけである。それは、会社法や既存の会計基準への配慮をすると同時に、従来のイギリスの基準が「IAS31 の……もつとも好まれない選択 (least preferred option) に従っている³⁷⁾」という酷評にも応えるものとなっている。

今のところ、アメリカも、ジョイント・ベンチャーには「持分法」を適用する立場をとっているが、適切なディスクロージャーの点から、単純に持分法を適用することでもいいのかどうか、あるいはまた「持分法」を適用するにしても具体的にどのようなかたちにすべきなのかについては、慎重な配慮が欠かせないように思う。その際には、今回のイギリスの展開が、格好の手がかりを提供している。なお、ジョイント・ベンチャーに関するディスクロージャーに関して、FRS9 は、一定の水準を超える場合には、さらなる情報の提供を要求しているが、本稿ではその点についての検討は割愛した³⁸⁾。

(本稿は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)

35) ASB; *Op. cit.*, p. 60.

36) Janie Crichton; *Op. cit.*, p. 86.

37) Paul A. Taylor; *Op. cit.*, p. 2906.

38) そのポイントだけを示せばこうである。第1に、すべてのジョイント・ベンチャーへの、投資事業体の持分の総計が、投資事業体のグループの総資産、総負債、売上高ないし営業損益(3年平均)の15%を超える場合には、固定資産、流動資産、期限1年以内の負債および期限1年以上の負債の持分総計を注記する。第2に、あるジョイント・ベンチャーに対する持分額が、グループの総資産、総負債、売上高ないし営業損益(3年平均)の25%を超える場合には、そのジョイント・ベンチャーの名称とともに、売上高、税引前利益、税金額、税引後利益、固定資産、流動資産、期限1年以内の負債および期限1年以上の負債の額を注記する。